

## 第73回議会力向上会議記録（抄）

（6.9.30）

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

#### 1. 常任委員会における陳情審査に係る発言時間について

前回の会議において、各会派等に持ち帰って検討し、引き続き協議することとした陳情審査の発言時間について、座長より、次のとおり提案があった。

##### 【座長の提案】

前回の会議において、陳情審査に係る発言時間については、現在の試行内容を1年程度継続し、その後を検証を行った上で本格実施すべきであるとの意見を踏まえ、11月定例会において試行実施を行えば令和6年2月定例会から1年間の試行となるため、11月定例会後に、試行内容の検証を行いたい。

##### 【協議結果】

本件については、座長の提案のとおりとすることを合意し、11月定例会終了後の議会力向上会議において試行内容の検証を行うこととした。

#### 2. 議会における広報・広聴機能の強化について（資料1・2 参照）

##### （1）議会における広報・広聴機能の強化に向けた取組について

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

##### 【座長の説明】

○前回の会議及び、令和6年8月16日の議会運営委員会において各会派等から出された意見を踏まえ、正副議長及び議運正副委員長の議会4役で相談し、取組内容（資料1）をまとめた。

○令和6年8月16日の議会運営委員会において、広報・広聴機能の強化に関する事例調査や広聴機能の充実について意見があった。

○議員、理事者以外の方を、議案の審議や調査のために本会議、委員会に招致する場合は、公聴会の公述人や、参考人として招致することとなり、議会局からの報告のとおり、本市議会での活用事例は、委員会における議案の審議を目的に学識経験者から専門的知見を聴くために参考人を招致した事例の1件である。

○活用事例が少ない理由は、議会や委員会において研修会を開催する場合、講師の招聘については、定例会の会期中の短期間に日程や講演内容を調整し、手続として議決を行う必要があるためである。また、特別委員会においても同様に、委員会での議決が必要となる。

○このような状況から、本市議会では、研修会については、臨機、かつ迅速に開催することを優先しているため、手続き面での課題は理解いただきたい。

○本件については、より議会の機能強化に資するよう、議会として取り組んでいければいいのではないかと考えている。また、実施に向けたスケジュールについては、取組の実現にあたって、課題や検討事項も多く、課題等の整理や協議も必要であることから、今任期中である令和8年度までの目安であることに留意いただきたい。

##### 【議会局からの報告】

○参考人制度が平成3年に委員会において法制化されて以降、本市議会では、次のとおり2件、参

考人を招致した事例がある。

- 平成30年2月16日（閉会中）に総務財政委員会において、閉会中の継続審査となった議員提出議案「堺市職員の政治的行為の制限に関する条例」の審議のため、学識経験者2名の大学教授を招致した。
- 令和3年11月定例会の会期を延長して、令和4年1月11日に健康福祉委員会において、「堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例」の審議のため、指定管理者職員を参考人として招致した。
- 参考人制度は、平成24年に本会議においても法制化されたが、本市議会で招致した事例はない。

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

(2) SNSの活用について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

**【座長の説明】**

- 取組案（資料1）のうち、項目④SNSの活用については、例年、議会報告会の参加者が集まらず、議会から随時発信する方法がホームページに限られるため、SNSで何らかの発信ができるよう、議会報告会の参加者募集等を行うことに限定して、先行して堺市議会公式X（旧Twitter）を開設したいと考えている。
- 当面は議会報告会の参加者募集に限定して活用するものであるが、開設にあたっては、運用方針の定めが必要となるため、堺市議会公式アカウント運用方針（案）（資料2）を作成し示したものである。

**【各会派等より出された主な意見】**

大阪維新の会 堺市議会議員団	○議会としてSNSを活用すべきであり、議会報告会に限定するのではなく、議会日程の発信など取組案のとおり実施することにより。
公明党 堺市議団	○様々なSNSがある中で、Xの先行開設に限定することは検討すべきである。会派に持ち帰って検討したい。 ○堺市公式LINE、その他の堺市のSNSやホームページにリンクを張るなど有効に活用すべきである。
自由民主党・ 市民クラブ	○様々なSNSがある中で、Xの先行開設に限定することは検討すべきである。 ○SNSの問題点や利用者の状況等様々な判断基準を基に、行政として安全なソーシャルメディアを利用すべきである。
堺創志会	○堺市議会公式Xを開設するのであれば、市当局と連携し、盛り上げるよう取り組むべきである。
日本共産党 堺市議会議員団	○議会としてSNSを活用すべきであるが、Xの先行開設に限定するのではなく、様々なSNSを検討すべきである。 ○SNSを活用するのであれば、インターネット中継につながるリンクを張るなど多くの方が利便性がよくなる活用にすべきである。

水ノ上成彰議員	○様々なSNSがある中で、Xの先行開設に限定することは検討すべきである。
---------	--------------------------------------

**【協議結果】**

本件については、本日の会議の意見等を踏まえ、議会4役で相談の上、再度、案を提示することとした。

また、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

なお、議会報告会の参加者募集については、各種団体への依頼等、各会派等において積極的に発信するよう周知することとなった。

3. ペーパーレス化の推進について

(1) 電子データでの対応状況について

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

**【座長の説明】**

○本件については、本市議会において、議会ICT化を積極的に進め、議会力向上会議において、令和3年度から議会としてペーパーレス化を推進することを合意し、クラウドシステム・タブレット端末を活用した会議運営のペーパーレス化も協議を重ね、令和5年度から本格実施しているところである。

○現在、保存用の会議録については、議員の署名が必要なため、紙媒体で作成しているが、電子署名の技術は進歩している状況であり、ただいま議会局で調査を行っているところである。

○また、明治時代から保有する紙媒体の会議録については、劣化が顕著なため、現在、早急に議会局で電子データでの保存を進めているところである。なお、保存用会議録は、会議で審議した議案書とともに保存している。

○全ての保存用会議録の電子データ化については、今後、これらの準備が整った段階で協議する予定である。

○会議録及び議案書等については、現在、各施設に冊子で配布及び配架を行っているが、今後、保存用会議録の電子データ化も見据え、現時点で電子版での送付・閲覧が可能か改めて状況を調査した。

○保存用会議録については、現時点では紙媒体での作成となり、直ちに電子版会議録に移行しないが、今後、保存用会議録の電子署名・電子データ化を協議するにあたっては、各施設での電子版の対応状況を見ながら、協議する予定である。

**【議会局からの報告】**

○会議録等を配布・配架している各施設において、現在、電子版での送付・閲覧が可能かどうかの状況は、次のとおりである。

・市政情報センター

堺市や堺市議会等のホームページのみ閲覧可能なパソコンが設置されており、ホームページで公開している議案書等の閲覧が可能

・各区市政情報コーナー

電子データでの閲覧環境がなく、紙媒体での配架が必要

・市立図書館等（14か所）

9か所には、インターネット接続可能なパソコンが設置されており、電子データで閲覧が可能

その他の5か所は、現在、電子データでの閲覧環境がなく、紙媒体での配架が必要

・国会図書館

出版物を発行した場合は納本対象となるため、議案書等を冊子として作成する場合は、当該冊子の送付が必要

(2) 議案書等のペーパーレス化について

令和5年9月29日の議会力向上会議において、議案書の完全なペーパーレス化の実施時期については、当局において電子データでの閲覧が行いやすいよう議案書データの改良がなされた後、試験的に使用しペーパーレス化が可能との判断に至った段階で、改めて協議を行うこととしていた件について、当局から議案書データの改良案の提出があったため、議案書データの改良案について各党派等の意向を聴取した。

あわせて、前回会議において、各党派等に持ち帰って検討し、協議することとした令和7年度における各党派等の議案書及び会議資料の必要部数について、各党派等の意向を聴取した。

【各党派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○改良案のとおりでよい。 ○議案書・会議資料ともに紙での配布は不要。
公明党 堺市議団	○改良案については、会派に持ち帰って検討したい。 ○会派配布希望数 ・議案書：事前配布分11冊、議場配布分2冊 ・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：2部
自由民主党・ 市民クラブ	○改良案については、会派に持ち帰って検討したい。 ○会派配布希望数 ・議案書：事前配布分7冊、議場配布分3冊 ・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：3部
堺創志会	○事項別明細書の表示については、他のページと向きを揃えていただきたい。（90度回転） ○マックOSでも回転表示に対応できるよう改善を求める。 ○会派配布希望数 ・議案書：事前配布分、議場配布分ともに2冊 ・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：2部
日本共産党 堺市議会議員団	○事項別明細書の表示については、他のページと向きを揃えていただきたい。（90度回転） ○改良案については、会派に持ち帰って検討したい。 ○会派配布希望数 ・議案書：事前配布分5冊、議場配布分1冊 ・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）：1部
水ノ上成彰議員	○事項別明細書の表示については、他のページと向きを揃えていただきたい。（90度回転） ○配布希望数 ・議案書：事前配布分、議場配布分ともに会派に属さない議員に各1

	<p>部</p> <p>・各会議資料（大綱質疑発言通告書・質問表を含む）</p> <p>：会派に属さない議員に各1部</p>
--	--

**【協議結果】**

議案書データの改良案については、当局にさらに議案書データの改良を求めることとし、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

令和7年度については、以下のとおりとすることとなった。

- ・議員用の紙の議案書については、27冊分の予算要求を行う。
- ・紙文書が必要な会派等に配布希望数を配布する。

また、11月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容を改めて確認することとした。

4. 請願・陳情者の意見陳述について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

**【座長の説明】**

○令和6年8月定例会において、意見陳述の申し出があった陳情について意見陳述者より、意見陳述において住所を述べることに支障がある旨の申し出があり、申し合わせにより、令和6年9月12日の議会運営委員会において協議を行った。その際、委員長より、意見陳述において住所を述べることについては、今後の議会力向上会議において、改めて協議することを提案した。

○現行の申し合わせについては、議会力向上会議において協議を行い、議会運営委員会において決定したもので、現在も同内容で運営しているものであるが、制度導入から約10年経過しており、インターネット中継も行っているため、意見陳述者が「住所を述べること」について、改めて各会派等の意見を伺いたい。

**【各会派等より出された主な意見】**

大阪維新の会 堺市議会議員団	<p>○議会局において本人確認ができていれば、必ずしも住所を述べる必要はない。</p> <p>○意見陳述者が述べられる住所まで述べる、もしくは行政区までとするなどとしてもよいと考える。</p> <p>○申し合わせを変更し、各委員会において運用すべきである。</p>
公明党 堺市議団	<p>○意見陳述の趣旨は、議会に対して意見を述べることであり、必ずしもインターネット中継を行う必要はない。現に、議会運営委員会の意見陳述は放映していないため、常任委員会においても意見陳述の間、インターネット中継を止めれば、今までどおり議員に対して氏名・住所を述べるのではないかと考える。</p>
自由民主党・ 市民クラブ	<p>○議会局において本人確認ができていれば、必ずしも住所を述べる必要はない。</p> <p>○意見陳述者が住所を述べたくない意向であれば、その意向とおとりすべきである。</p> <p>○意見陳述において氏名を述べることについても、ケースバイケースであり、今後の課題になるのではないかと考える。</p>

堺 創 志 会	○議会局において本人確認ができていれば、必ずしも住所を述べる必要はない。 ○意見陳述において氏名を述べることについて、公職者でない市民の氏名がインターネット上で公開されることに違和感を感じており、取扱について検討が必要である。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	○議会局において本人確認ができていれば、必ずしも住所を述べる必要はない。
水ノ上成彰議員	○議会局において本人確認ができていれば、必ずしも住所を述べる必要はない。

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

5. 手続のオンライン化について（議員の資産等報告書等）（資料3～8 参照）

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

**【座長の説明】**

- 本件については、令和6年2月19日の議会運営委員会で決定した手続のオンライン化については、資料4に示した水色の網掛け部分のとおり、議員の資産等報告書等に係るオンライン化を進めるにあたって「当局との調整が必要」と整理を行っていた。
- この度、議員側と市長側それぞれが所管する倫理条例施行規則の資料5・6のマーカ一部分を改正し、手続のオンライン化に向けて、具体的に協議を進めることを確認した。
- 今後の対応については、現在、条例施行規則では、資産等報告書等の様式に「自署または記名押印」を必要とし、その訂正方法も紙を前提とした規定になっているが、該当箇所の規定を見直すことで、オンラインによる手続を可能としたい。
- 具体的な対応案（資料3・8）を取りまとめた。資料内容の補足は次のとおりである。
  - ・オンライン化については、条例施行規則施行日は令和7年4月1日とし、令和7年5月1日以降の提出分から実施したい。
  - ・よって、議会運営委員会での決定は、遅くとも令和7年2月定例会中に行っていただきたいと考えており、議会力向上会議において訂正方法がまとまれば、速やかに当局と条例施行規則の改正案を調整し、改正案を確認する予定である。

**【各会派等より出された主な意見】**

公 明 党 堺 市 議 団	○訂正箇所が分かるように、訂正箇所に何らかの印を付けてはどうか。
------------------	----------------------------------

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

6. 手続のオンライン化について（堺市議会個人情報保護条例）（資料4、資料9～13 参照）

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

**【座長の説明】**

- 堺市議会個人情報保護条例制定の経過は、個人情報保護制度の見直しにより、令和3年度に法改正が行われ、令和5年4月1日に新個人情報保護法の全面施行を受け、実施機関である各自自治体及び議会において、新法での条例制定が必要となったものである。
- 地方公共団体の議会においては、新個人情報保護法の適用を受けず、除外されているため、本市議会では、新法施行にあわせ、法の内容を網羅する条例を令和4年11月定例会において制定したものである。
- 本件については、令和6年2月19日の議会運営委員会で決定した手順のオンライン化については、資料4のオレンジ色の網掛け部分のとおり、各種請求等に係る手順のオンライン化を進めるにあたって、「当局との調整が必要」と整理を行っていた。
- 当局において、一部の手順については、令和6年4月1日から電子申請システムによる受付も可能としているところである。
- 今後の対応としては、市民の利便性を鑑み、当局がオンライン化した手順については、議会においても速やかにオンライン化を進め、当局と同様に、本市の電子申請システムを用い、一部の請求手順について、オンラインによる手順を可能としたい。
- 具体的な対応案（資料9）を取りまとめた。資料内容の補足は次のとおりである。
  - ・オンライン化については、令和7年4月1日から受付開始とする。
  - ・よって、議会運営委員会での決定は、遅くとも令和7年2月定例会中に行っていただきたいと考えており、議会力向上会議において意見がまとまれば、速やかに、当局へ電子申請システムの利用について調整する予定である。

#### 【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

#### 7. その他

座長より議会報告会について、次のとおり発言があった。

- 令和6年9月11日に議長から各議員へ通知しているとおり、参加者募集のチラシ及びポスターを各会派控室等の議員席に配布しており、各会派等において、参加者募集の発信を行うよう周知いただきたい。
- 電子データもクラウドシステムに掲載しており、各議員からSNS等での発信や投稿も積極的に行っていただきたい。

#### 8. 第74回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和6年11月22日（金）午後1時から開催することとした。